

令和 6 年 度

財政援助団体等監査報告書

特定非営利活動法人 回帰船保育所

東京学芸大 学芸の森保育園

小金井市監査委員



小 監 発 第 6 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

小金井市長 白 井 亨 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 部 谷 真起子

同 岸 田 正 義

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 1 4 項の規定により通知願います。



小 監 発 第 6 号

令和 7 年 4 月 2 5 日

小金井市議会議長 齋 藤 康 夫 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 部 谷 真起子

同 岸 田 正 義

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第 14 項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	主管部署
特定非営利活動法人 回帰船保育所 *1 東京学芸大 学芸の森保育園 *2	保育課

*1 以下、「回帰船保育所」という。

*2 以下、「学芸の森保育園」という。

3 監査の範囲

令和6年度の小金井市補助金等の支出に係るものを中心とし、必要に応じてその前後とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取その他必要と認める方法により、本監査を実施した。なお、監査にあたり、小金井市監査基準に準拠して実施した。

(1) 主管課

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。

エ 補助金等の額算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。

オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 補助金等を理由なく繰越していないか。また、その理由は妥当であるか。

オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還(貸付金については、元利金の償還)時期等は適切か。

5 監査期間

令和7年2月6日から令和7年2月14日まで

<実施年月日等>

実施年月日	時 間	監査の対象	場 所
令和7年2月6日(木)	10:00~12:00	保 育 課	監査委員室
令和7年2月14日(金)	10:00~12:00 13:30~15:30	学芸の森保育園 回帰船保育所	各 園

第2 監査の結果

1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した。その結果、補助事務に係る出納その他の事務に関し、改善又は検討を要する事項が以下のとおり認められた。

2 検討要望事項等

(1) 小金井市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金の交付事務について

小金井市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金は、「小金井市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に則った手続きを経て交付している。交付要綱では、補助金算定の対象となる者を、市内に所在する保育施設等に勤務する常勤の保育従事職員のうち、労働基準法施行規則第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が当該保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であるもの（以下「補助金算定対象職員」という。）としており、保育施設等、常勤、保育従事職員の交付要綱においての用語の意義を定めている。常勤の定義は、「1日6時間以上かつ月20日以上保育施設等に常態的に勤務していること。」もしくは、「保育施設等の就業規則において常態的に勤務する従業者が勤務すべき時間数以上保育施設等に勤務していること。ただし、1月に勤務すべき時間数が120時間以上である場合に限る。」のいずれかの要件を満たしていることとされており、これは、令和6年2月1日施行で改正されたもので、それ以前は「1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること。」であった。

今般の財政援助団体等監査では、保育課の小金井市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金の交付事務において、保育課から提出された資料を確認したところ、回帰船保育所の当該補助金の交付申請について、交付要綱上の補助金算定対象の要件を満たしているか提出書類で確認できない職員分が一部含まれており、それらを含む補助申請額を交付決定し交付していた。前述のとおり、補助金算定対象職員に該当するものの勤務時間は交付要綱において下限が数値で明記されており、その要件を満たしていない職員は補助金算定対象と認められない。

補助申請の時期が申請対象期間の最終月の中頃となっていることから、申請時、当該申請期間の保育従事職員の勤務すべき時間は確定しており、補助金算定対象職員に該当するか否か判明していることになる。その段階で補助金交付申請をし

ていることを踏まえると、申請する団体において交付要綱の交付要件を満たしていることが明確になる書類を添付すべきところ、そのような書類の添付がないまま、要件を満たさないものを含む申請がなされていた。

一方で保育課では、交付申請があった際に交付申請書の内容を審査することとなっているが、本事例では交付申請書類上、補助金算定対象職員の要件に該当する可能性がある場合は補助金を交付しているとのことだった。また、補助金算定対象職員に該当するか否かは交付申請時に審査するのみで、実績報告時に実際の勤務時間数の確認は行わない運用となっているとのことであった。補助金の交付決定は交付要綱に定められた交付要件に従って行われるべきもので、交付要件を明確に満たしているものについてのみ補助金を交付すべきであることから、本件の審査及び交付決定は適切とはいえず、当該団体への補助金返還を含め検討すべきである。

当該補助金に限らず、補助金の交付申請事務を進めるに当たっては、財政援助団体と主管部局双方において交付要綱の内容を確認し、要綱上の規程と交付事務に齟齬がないよう、遺漏なく慎重な事務手続きを行うとともに、補助金の申請や実績報告記載事項を十分精査し、必要に応じて交付要綱の見直しも視野に入れ、適正な事務執行を維持するよう要望する。

回帰船保育所

1 団体の概要

認証保育所、回帰船保育所の目的及び組織等は、次のとおりである。

(1) 目的

児童福祉の理念に基づいて、小金井市および近隣の保育を必要とする児童や子育て中の親に対して保育の場を提供し、子育てならびに子育て支援策に関する調査研究事業、情報収集・提供事業、相談事業、保育事業、人材育成事業、目的を同じくする他団体、専門機関等とのネットワーク創り事業、講習会や講演会事業、地域安全事業、ひろば事業、地域の自然環境保全体験学習事業、普及啓発事業等を行い、子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てができるよう、地域における保育や子育ての向上に寄与することを目的とする。

(2) 保育目標

ア 0 歳から就学前までの子どもたちが、多くの時間を一緒に過ごす、異年齢保育を実践しています

イ 子ども自身の意欲、子どもが自由に選択して決めることを大切にしたい。

ウ 自分で治す力、整える力を見守りたい。

(3) 事業開始

平成 23 年 6 月 1 日

(4) 組織（令和 6 年 10 月 1 日現在）

回帰船保育所は、施設長 1 人、保育従事職員 10 人（常勤職員 5 人、非常勤職員 5 人）、栄養士 2 人（非常勤 2 人）の職員で運営されている。

(5) 保育時間及び定員等（令和 6 年 10 月 1 日現在）

ア 保育時間 午前 7 時から午後 8 時まで

イ 定 員 27 人

ウ 在籍児童 31 人（0 歳児 3 人、1 歳児 6 人、2 歳児 6 人、3 歳児 6 人、4 歳

児6人、5歳児4人)

2 団体への補助

(1) 認証保育所運営費等補助金補助金

ア 令和6年度（交付予定額） 24,804,880円

イ 令和5年度（交付額） 37,961,850円

(2) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金補助金

ア 令和6年度（交付予定額） 1,496,250円

イ 令和5年度（交付額） 3,832,500円

(3) 保育施設運営事業者事業継続支援金

ア 令和5年度（交付額） 502,672円

(4) 保育従事職員等キャリアアップ補助金

ア 令和5年度（交付額） 5,107,000円

(5) 保育力強化事業補助金

ア 令和5年度（交付額） 1,401,000円

(6) 民間保育所等非常通報装置整備事業補助金

ア 令和5年度（交付額） 299,000円

(7) 民間保育所等安全対策事業補助金

ア 令和5年度（交付額） 979,000円

(8) 保育従事職員等処遇改善臨時特例事業補助金

ア 令和5年度（交付額） 1,930,080円

学芸の森保育園

1 団体の概要

認証保育所、学芸の森保育園の目的及び組織等は、次のとおりである。

(1) 目的

広く一般市民対象として大学の「知」（教育に関するノウハウ）を地域に還元していくことで、子どもが健全に育つ環境の整備、学校内外の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(2) 保育目標

ア 東京学芸大学内の自然の中で、五感を育みます。

イ 「遊び」の中の「学び」を大切にします。

(3) 事業開始

平成25年12月1日

(4) 組織（令和6年10月1日現在）

学芸の森保育園は、施設長1人、保育従事職員17人（常勤職員7人、非常勤職員10人）、栄養士1人（委託）の職員で運営されている。

(5) 保育時間及び定員等（令和6年10月1日現在）

ア 保育時間 午前7時から午後8時まで

イ 定 員 40人

ウ 在籍児童 46人（0歳児6人、1歳児8人、2歳児8人、3歳児8人、4歳児8人、5歳児8人）

2 団体への補助

(1) 認証保育所運営費等補助金補助金

ア 令和6年度（交付予定額） 31,861,480円

イ 令和5年度（交付額） 46,886,520円

- (2) 保育従事職員宿舍借上支援事業費補助金補助金
- | | |
|----------------|------------------|
| ア 令和6年度（交付予定額） | 2, 1 1 6, 7 0 9円 |
| イ 令和5年度（交付額） | 4, 2 2 3, 3 1 4円 |
- (3) 保育施設運営事業者事業継続支援金について
- | | |
|--------------|---------------|
| ア 令和5年度（交付額） | 7 1 1, 6 4 8円 |
|--------------|---------------|
- (4) 保育従事職員等キャリアアップ補助金について
- | | |
|--------------|------------------|
| ア 令和5年度（交付額） | 6, 9 5 8, 0 0 0円 |
|--------------|------------------|
- (5) 保育力強化事業補助金について
- | | |
|--------------|------------------|
| ア 令和5年度（交付額） | 1, 3 4 8, 0 0 0円 |
|--------------|------------------|
- (6) 民間保育所等安全対策事業補助金
- | | |
|--------------|---------------|
| ア 令和5年度（交付額） | 9 0 4, 0 0 0円 |
|--------------|---------------|
- (7) 保育従事職員等処遇改善臨時特例事業補助金
- | | |
|--------------|------------------|
| ア 令和5年度（交付額） | 2, 6 7 3, 8 0 0円 |
|--------------|------------------|